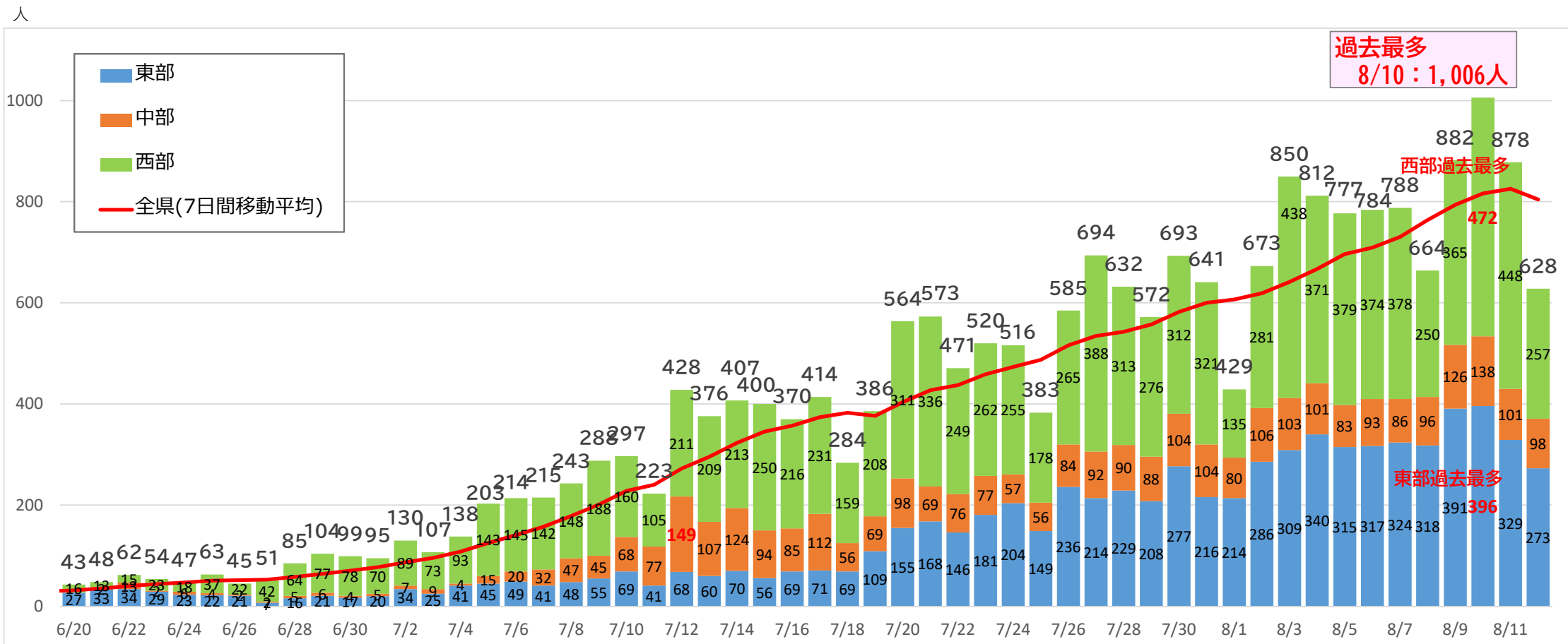


鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第247回）

- 日時：令和4年8月12日（金）午後4時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、地域づくり推進部、福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部、商工労働部、教育委員会
（テレビ会議参加）
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所長
鳥取大学医学部 景山教授（アドバイザー）
千酌教授（アドバイザー）
- 議題：
 - （1）県内の感染状況について
 - （2）BA.5対策強化宣言について
 - （3）その他

新規陽性者数の推移

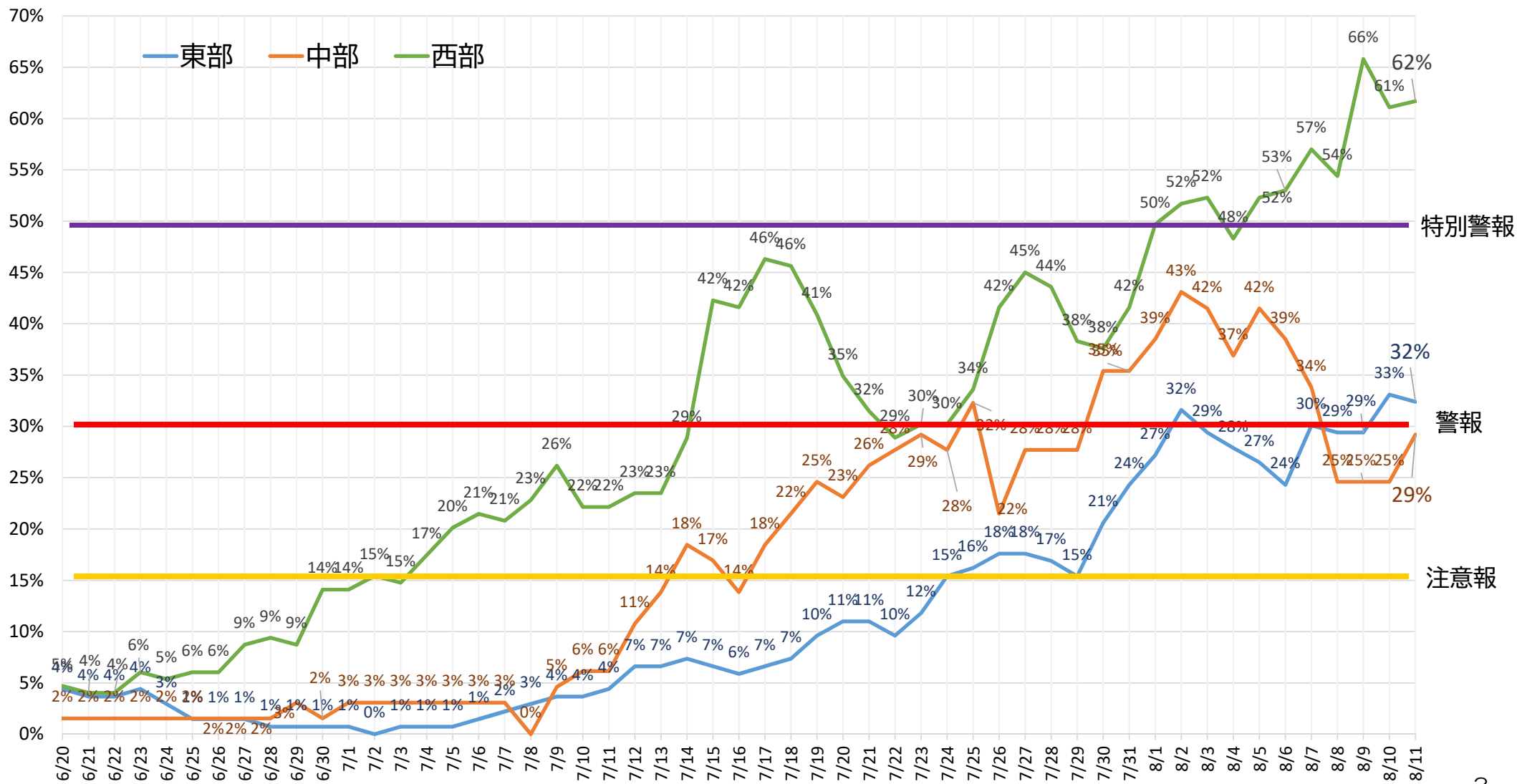
【公表日ベース】



6/20～8/12保健所ごとの累計発表陽性者数

管轄保健所	鳥取	倉吉	米子	全県計
累計陽性者数	7,485	3,377	11,073	21,935

病床使用率の推移



鳥取県BA.5対策強化宣言

地域: 県内全域

期間: 令和4年8月12日(金)～8月31日(水)

- ◆ 子どもたちを中心にした感染から、医療機関や高齢者施設に感染が広がり、重症化リスクの高い方を含めたクラスターが多数発生しています。
- ◆ 新規陽性者数が高いレベルで推移しており、病床使用率が急上昇するなど医療施設・保健所への負荷が増大しています。
- ◆ そこで、医療機関においては、医師の早期診断によりハイリスク患者の早期発見、重症化予防等のため、「健康フォローアップセンター」(鳥取方式で在宅療養「家族みんなで健康システム」)の体制を構築します。
- ◆ 保健所においては、県庁の全職員を挙げて保健所業務応援を実施するとともに、市町村との連携や外部委託の推進により保健所機能の維持に取り組みます。
- ◆ お盆・帰省時期を迎え、イベントや集まりなどの交流・接触の機会が増加し、感染の爆発的拡大を引き起こしかねず、この時期は県民が「特別の感染予防」を実践していくことが大切です。
- ◆ そのため、保育所・放課後児童クラブ・社会福祉施設・医療機関でのクラスター防止対策を強化します。
- ◆ 県外でのスポーツ大会、イベント、職場でのクラスター防止対策を強化します。
- ◆ 陽性者が保健所などの関係機関との連絡が取れない状態にならないようバイパス機能を強化します。

鳥取県BA.5対策強化宣言による施設ごとの皆様への協力要請等

(特措法第24条9項に基づく要請等)

➤ 施設等の特徴に応じたクラスター防止緊急対策

- 【保育所・幼稚園等】 合同保育・マスク着用の難しい園児の対応
- 【放課後児童クラブ】 児童の密集対策
- 【部活動・地域スポーツ】 プレー中以外のマスク着用の徹底、更衣室利用人数の制限
- 【社会福祉施設】 消毒のアルコール濃度の点検
- 【医療機関】 院内保育所のクラスター防止対策

➤ 社会福祉施設・医療機関等の体制等強化

- 【社会福祉施設・医療機関】 県外からの帰省者等に伴い、職員がホテル等に自主隔離
- 【医療機関】 ハイリスク患者のトリアージの迅速化(鳥取方式優先レーン)
- 【保健所】 保健所応援特別強化期間を設定し、応援体制を強化

➤ イベント開催時の感染防止対策

- 開催は慎重に判断し、準備段階から感染防止対策の徹底
- 100人以上の場合、県へ感染防止安全計画の届出
- 更に、500人以上の場合、県が現地事前点検を実施

➤ 商工団体と連携したテレワーク導入等の推進

- 分散・交替勤務やテレワークの実施
- 体調不良時に休みやすい職場環境づくり
- 業務継続計画の再点検

※状況に応じて、順次、要請項目を追加する 5

鳥取県BA.5対策強化宣言による県民の皆様への協力要請

(特措法第24条9項に基づく要請)

➤ 基本的感染防止対策の再徹底

- 飛沫を意識して、メリハリのあるマスク着用
- 感染リスクを下げるため、密を避けて人と人との距離の確保(2m程度)
- エアロゾルを意識した換気の徹底(エアコン使用時もこまめな換気)

➤ 宴席・会食時の感染防止対策

- 大人数・大皿の取り分けを避け、黙食・マスク会食の徹底

➤ イベント参加時の感染防止対策

- イベントの前後も含めて大騒ぎしないなど感染拡大を起こさない行動の徹底

➤ 医療機関の適正利用

- 発熱などの症状があれば、電話をした上で、通常の診療時間に受診

➤ 無料PCR検査の受検

- 県外往来の際は、帰省前と帰省後に積極的な無料検査の受検

➤ ワクチンの早期接種

- 発症・重症化リスクの低減

※状況に応じて、順次、要請項目を追加する 6

施設ごとの皆様への協力要請等 (特措法第24条9項に基づく要請等)

- ◆ 可能な場合は、登園・登所を控え、家庭での保育をお願いします。
- ◆ 施設では、正しいマスクの着用、マスク着用の難しい園児は特に消毒徹底し、子ども同士の接触をなるべくさげ保育活動をお願いします。

【基本的な感染対策の高度化】

- 鼻マスク、あごマスクにならない正しいマスクの着用
- マスク着用の難しい園児の場合は、消毒やグループ分け保育の徹底
職員は、ゴーグルや眼鏡、フェイスシールドも活用しましょう
- 風の流れを意識した十分な換気、送迎バスも2方向の窓をあけて空気の入替えを

【施設内にウイルスを持ち込まない対策】

- 園児、職員は、健康観察し、倦怠感やのどの違和感、微熱等の症状がでたら、登園・登所せず、医療機関を受診しましょう
 - ⇒ 抗原検査、無料PCR検査、PCR検査補助金(10/10)を活用し、感染の流入を防ぎましょう
 - ⇒ 施設は、休みやすい環境づくり、体制づくりをお願いします

県外でのスポーツ大会に係るクラスター防止緊急対策

- ◆県外でのスポーツ大会に参加し鳥取に帰った後は、選手、スタッフに対し、
→ 健康観察・体調管理の徹底、無料検査の積極的受検を呼びかけ
- ◆以上の取組について、中体連、高体連、各競技団体等に強く要請
(本日、8/12付けで通知を発出)

- 中体連、高体連を通じ、各学校の部活動へ呼びかけ
- 各スポーツ競技団体を通じ、関係者にも周知を徹底
→ 参加選手や同行スタッフ等に指導

- ◆県内外との移動時、大会への参加期間中は基本的な感染対策を実践
- ◆鳥取に帰ってきたら、健康観察を徹底
- ◆無料検査の積極的な受検を推奨

- ・無料検査は、感染に不安を感じる県民の方であれば誰でも受検できます。
県外から戻った際には、お近くの検査所へご予約ください。
※鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563 (土日含む毎日、9時~17時)
- ・県内97ヶ所の無料検査所において8月31日まで検査実施中です。



社会福祉施設クラスター防止緊急対策

- ◆職員からの感染防止の徹底。
 - ・夏休み期間感染予防緊急対策(自主隔離)の積極的活用。
 - ・家族陽性時の3日間検査の積極的な実施。など。
- ◆常時換気の緊急徹底。
 - ・冷房中でも空気の通り道を意識して、2か所以上を常時10cm程開放。
 - ・サーキュレーターを活用し陽性者・陽性が疑われる方の呼気を、外に排出。
- ◆マスクを付けられない利用者への対策徹底。
 - ・入浴介助、食事介助など、利用者がマスクできない場面では、マスクに加えてゴーグル、フェイスシールドを必ず着用。

夏休み期間感染予防緊急対策

期 間：令和4年8月10日～8月31日

対 象：職員がホテル等に自主隔離するための宿泊費用等を負担する社会福祉施設・医療機関経営者。(入院協力医療機関については別途助成制度があるため除く。)

助成額：一人あたり一日6,000円以内を全額補助。

PCR検査等支援事業補助金

期 間：8月31日まで支援の拡充を延長。

対 象：職員、利用者のPCR検査等を行う社会福祉施設、医療機関等。

拡充内容：補助率10/10、施設内一斉検査、家族陽性時の3日間検査も対象。

医療機関クラスター防止緊急対策

◆ 職員による院内への持ち込み防止の徹底

- ・職員家族の陽性判明時の、当該職員と接触者した者への3日間継続検査の実施
- ・夏季期間中等のホテル等への自主隔離の積極的検討など

◆ 院内保育所クラスター対策

- ・職員が休みやすい環境・体制づくり、職員の抗原検査や無料PCR検査の呼びかけ
- ・お盆期間中における可能な場合の家庭での保育を呼びかけ

◆ ウイルス特性に応じた感染対策の早期レベルアップ

- ・N95マスク早期活用の検討など

◆ 職員による院内への持ち込み防止の徹底

- ・日々の健康管理とともに、職員の家族が陽性となった時点で、感染可能期間(過去2日間)に当該職員と接触のあった職員・患者に対しPCR検査又は抗原検査を、その後3日間継続して実施。(県10/10補助制度の活用)
- ・県外からの帰省者との接触時等における職員のホテル等への自主隔離の検討。(一人あたり一日6,000円以内を全額補助)
《最近の事例》 陽性職員の家庭内感染、職員の手や器材を介して、感染が広がった事例等を確認。

◆ ウイルス特性に応じた感染対策の早期レベルアップ

- ・院内感染が疑われる場合にはN95マスクの常時着用等、感染対策のレベルアップを早期に実施。
《最近の事例》 接触がない同室の入院患者同士の感染事例を多数確認。(エアロゾル感染の疑い)

ハイリスク患者のトリアージの迅速化

医療資源を重症化リスクの高い患者に充てる鳥取方式優先レーン

有症状者



かかりつけ医を受診

症状に応じた薬剤処方

診療・検査医療機関

(9割以上の医療機関で受診可能)

診察・検査

コロナと診断

発生届時に
ハイリスク者を報告

重症化リスクの高い患者(例)



高齢者



妊婦



基礎疾患のある方

病院 (最大350床)

■中等症・重症者に対応

- ・レムデシビル等の治療
- ・酸素投与等により呼吸管理

宿泊療養・在宅療養

■軽症者・無症状者に対応

- ・健康観察・療養サポート
- ・病状悪化時はかかりつけ医等へ相談

保健所

現在の病状や重症化
リスク、個別の事情に
応じて速やかに療養
先を調整

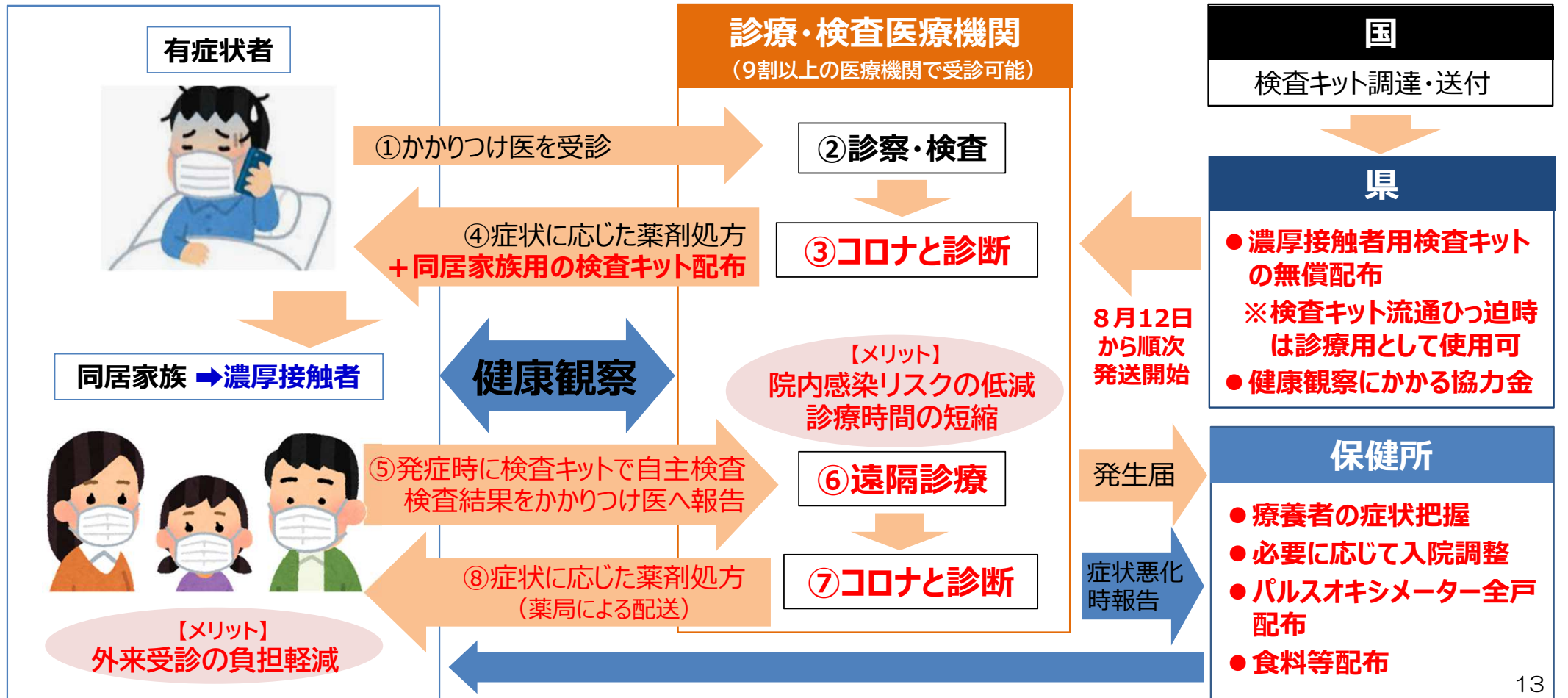
(入院or宿泊or在宅)

病状等確認

療養先調整

鳥取方式で在宅療養「家族みんなで健康システム」

本日(8/12)、国から検査キット受領後、速やかに医療機関へ配送



※健康フォローアップセンターを整備:かかりつけ医、診療・検査医療機関を通らず陽性判明した者は保健所長が発生届を提出し、その後の健康フォローアップを実施

お盆期間中のバイパス機能を整備

お盆期間中は多くの診療所が休診となるため

① 受診相談センターが開院している医療機関を総合案内

受付時間	連絡先		
9:00～17:15	(電話) 0120-567-492 (ファクシミリ) 0857-50-1033		
上記以外の時間	東部地区	中部地区	西部地区
	(電話) 0857-22-8111	(電話) 0858-23-3135	(電話) 0859-31-0029

② 受診相談センターに加え、県庁にも相談窓口を整備 (8/11～16)

[新型コロナ対策本部] 0857-26-7958 (受付時間 9:00～17:15)

③ 受診先が見つからない場合、有症状の希望者に抗原検査キットを配布

- ・実施期間: 8月13日(土)～16日(火) 4日間
- ・配布場所: 県内3カ所(東部、中部、西部に各1カ所)
- ・受付方法: コールセンターで予約を受け付け、受け渡し時間を調整
(電話) **0859-27-6234** <開設期間 8月13日～16日 各日9:00～17:00>



※健康フォローアップセンターを整備: かかりつけ医、診療・検査医療機関を通らず陽性判明した者は保健所長が発生届を提出し、その後の健康フォローアップを実施

BA.5対策強化宣言を踏まえ、8月中は可能な限り通常業務を先送りし、全職員を挙げて保健所業務応援を実施する。（現在実施中の保健所応援特別強化週間を『保健所応援特別強化期間』へ変更し、継続実施する。）

保健所応援特別強化期間（8月中）

○県庁全体で通常業務を先送りにし、職員は保健所応援業務を優先して実施

◆通常業務はやむを得ないものを除いて可能な限り先送り

- ・陽性者の急増傾向を踏まえて、更なる感染拡大に対応できるよう業務を先送りする

◆市町村との連携

- ・米子市周辺市町村から保健師等の応援受け入れを継続するなど市町村とも連携して保健所業務応援を強化

◆外部委託の推進

- ・自宅から療養先等への患者移送業務
- ・在宅療養者への「パルスオキシメーター貸与・回収」「食料配布」、在宅療養者の健康観察業務の一部
- ・新たに疫学調査の聞取業務の一部を外部委託化（300件／日）し、陽性者数に応じて拡大を検討

◆ 人の集まるイベント開催の慎重な検討の要請

(十分な換気が困難・密回避が難しいなどの感染対策が徹底できない場合は、延期・中止・規模縮小等も検討)

◆ 感染防止安全計画の事前提出の徹底

(100名以上のイベントについては県に事前届出、500名以上のイベントは県が現地事前点検を実施)

【特措法24条9項に基づく要請】

1 人の集まるイベント開催の慎重な検討

- ・ 換気が難しい・密回避ができない等、感染対策が十分に徹底できない場合は、延期・中止・規模縮小等の検討
- ・ イベント前後の会合における万全の感染防止対策の徹底(特に会食を伴う場合は認証店を利用し黙食・マスク会食を徹底)

2 準備段階を含めた感染対策の徹底・強化

①来場者への対策

- ・ 屋台・出店等での密集回避や入場制限、入場時の検温(発熱等の症状がある者の参加を断る)
- ・ 来場者へマスクの常時着用・大声を出さないなどの呼びかけを強化(屋外で十分な距離が確保できる場合を除く)

②換気の徹底

- ・ 屋内イベントについては、広めの会場で十分な換気対策(換気扇による常時換気、エアコン使用時も窓開け換気)
- ・ 控室・更衣室を含めエアコン使用時の窓開け換気の徹底

③出演者・スタッフの対応

- ・ 出演者・スタッフの体調確認・体調不良時は参加させない
- ・ 県外からの出演者は、来県前にPCR検査の受検を推奨

3 届け出の徹底

- ・ 100人以上のイベント開催は県への感染防止安全計画の届出(500人以上のイベントは県による事前点検を実施)

職場におけるクラスター防止緊急対策

- ◆「テレワーク」「分散・交代勤務」など非接触型勤務への切換
- ◆エアロゾル感染を強く意識した事業所内の感染防止対策の徹底
- ◆体調が悪い社員・職員が無理せず休める職場環境づくり

「テレワーク」「分散・交代勤務」など非接触型勤務への切換

- ◆勤務場所の分散、交互に夏季休暇取得などの「分散・交代勤務」や非接触勤務が可能な「テレワーク」などへの切換

エアロゾル感染を強く意識した事業所内の感染防止対策の徹底

- ◆空気の流れを意識して、エアコン中も換気を実施(パーティションの配置が空気の流れを阻害していないか再確認、2方向の窓開け換気の実施等)
- ◆正しい不織布マスクの着用、密を避ける、飛沫が付着しやすい電話機などの消毒の徹底などの基本的感染対策を徹底

体調が悪い社員・職員が無理せず休める職場環境づくり

- ◆体調が悪い時は、かかりつけ医に相談するなど通常の診療時間内に受診
- ◆時間内に相談できない場合は、新型コロナウイルス感染症に関しては受診相談センターに相談するなど、医療機関の適切な利用をお願いします。 受診相談センター:0120-567-492(毎日9時~17時15分)

活用可能な県の主な支援策

テレワーク等導入企業支援補助金

テレワーク、オンライン会議等の導入を支援
【補助率】 1/2 【補助上限額】 50万円

安心・安全事業継続支援補助金

コロナ対応BCP(事業継続計画)の実行を支援
【補助率】 1/2 【補助上限額】 50万円

感染防御型Withコロナ新事業展開支援補助金

感染防御と事業継続両立に向けた取組を支援
※ 申請期限 8/31
【補助率】 1/2 【補助上限額】 500万円

県民の皆様への協力要請

(特措法第24条9項に基づく要請)

お盆や帰省など、この夏は最大限の感染対策を～県外往来～

県外往来の際は、往来前後の無料検査の積極的な受検、感染リスクの高い場所や行動は避けるなど慎重な行動のお願いについて、県民・来県者にマスコミ等を通じて呼びかけ。

県外にお出かけする際は、

- ✓ 基本的な感染対策が最も重要です。正しいマスクの着用、消毒の徹底、人混みなど密を避けるなど感染対策をパワーアップしましょう
- ✓ 飲食の際は、感染対策が徹底されたお店を利用し、黙食・マスク会食をお願いします

県外から来県、帰県される際は、

- ✓ 来県前後1週間は、大人数での会食など感染リスクの高い行動は控えましょう
- ✓ 家庭内でも感染対策を徹底しましょう(宿泊施設の利用も検討しましょう)

県外にお出かけする際も鳥取県にお越しになる際も、

- ✓ 積極的に無料検査を受けてください
- ✓ 体調が悪い時は、無理をせず県外往来は避けましょう

- ◆人が集まる場面での換気の徹底等の感染対策について、市町村とも連携の上、県民・市民への周知・広報を強化

近しい人との交流時の感染対策のポイント

- **ご家庭でもお店でもエアコン中も換気の徹底を**
 - ・ エアコン使用中も2方向の窓・ドアを開けるなど空気の流れを意識した換気の徹底を！
 - ・ 窓開け換気は、数分間、窓・ドアを全開に！
 - ・ 飲食店でも、機械換気(換気扇)に加えて窓開け換気が重要。CO2モニターの活用も効果的！
- **大人数を避けるなど密は絶対避ける**
 - ・ 定員以上の人を部屋に入れる・狭い部屋で会食を行うなど密な空間での会食は控えましょう！
 - ・ ホームパーティでも、密にならないような規模（人数・部屋の広さ）での実施を！
- **黙食・マスク会食の徹底**
 - ・ 親しい間柄でもパーテーションを外したり・大騒ぎは控えてください！
 - ・ 乾杯・回し飲みは控えましょう！
- **無料検査や体調管理による感染の流入防止**
 - ・ 少しでも体調がすぐれない場合は、会食に参加しない。飲食店は従業員を無理せず休む・休ませる
 - ・ 夏休み・お盆等で普段合わない友人等との会食前には検査で陰性確認を

お盆期間中の医療・相談体制

- 受診の際は、事前に各医療機関又は以下の受診相談センターにご連絡ください。

受付時間	連絡先		
9:00～17:15	☎ 0120-567-492 FAX 0857-50-1033 上記につながらない場合は、新型コロナ対策本部(0857-26-7958、9:00～17:15)まで。		
上記以外の時間	東部 ☎ 0857-22-8111	中部 ☎ 0858-23-3135	西部 ☎ 0859-31-0029

- 圏域ごとの急患診療所を中心に外来診療体制を確保します。また、診療・検査医療機関の一部が開院して受診相談センターから紹介された患者の診療に対応します。(東部:60、中部:32、西部:86、県計:178箇所)

区分	8/11(木祝)		8/12(金)		8/13(土)		8/14(日)		8/15(月)		8/16(火)		備考
	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	
東部 東部医師会急患診療所 (☎ 0857-22-2782)	9:00～17:00		19:00～22:00				9:00～17:00				19:00～22:00		内科・小児科
	19:00～22:00						19:00～22:00						
中部 診療・検査医療機関の開 院数	3	1	39	35	12	7	1	1	11	9	41	44	
	9:00～21:00						9:00～21:00						内科・小児科。※12:30～ 13:30、17:00～18:00は休憩
中部 診療・検査医療機関の開 院数	6	4	21	21	8	3	4	4	5	5	25	25	
	9:00～22:00		19:00～22:00				9:00～22:00		19:00～22:00				内科・小児科
西部 西部医師会急患診療所 (☎ 0859-34-6253)	9:00～22:00						9:00～22:00		19:00～22:00				
	10:00～17:00						10:00～17:00						内科・小児科 ※12:00～13:30は休憩
西部 境港日曜休日応急診療所 (☎ 0859-44-4173)	10:00～17:00						10:00～17:00						
	5	4	57	56	14	5	1		12	12	72	69	

- 8/13～16の間、有症状で医療機関が見つからない方

東・中・西部に会場を設け、希望者に抗原定性検査キットを配布します。

予約が必要ですので、検査キット配布センター[☎0859-27-6234] (受付:8/13～16 9:00-17:00)へお申し込みください。

みなさんの力で救急医療を守りましょう

新型コロナウイルスの感染拡大で、救急外来を受診する患者さんが増えており、重症患者の診療に影響が出ています。医療機関の適切な利用にご協力ください。

[通常の診療時間に受診しましょう]

- 夜間や休日の救急外来は、緊急の入院や手術などが必要な重症患者の対応に備えています。
- 夜間や休日は検査体制が整っておらず、**急を要さないPCR検査は実施できません。**
- 無症状の方は無料検査をご利用ください。**

[症状に応じた利用を心がけましょう]

- 体調が悪い時は、まずはかかりつけ医に相談するなど、通常の診療時間内に受診しましょう。
※発熱等の症状がある場合は、事前に医療機関に電話で相談し、受診方法を確認しましょう。
- 時間外で医療機関に相談できない場合は、新型コロナウイルス感染症に関しては受診相談センターを、その他の疾患の場合は救急ダイヤルの電話相談を利用しましょう。

受診相談センター 0120-567-492(毎日9時から17時15分) ファクシミリ 0857-50-1033

その他の時間:東部 0857-22-8111、中部 0858-23-3135、西部 0859-31-0029

その他の疾患 とっとりおとな救急ダイヤル #7119 こども救急ダイヤル #8000

お盆期間も無料検査(PCR検査等)をご活用ください

- 無料検査は、感染に不安を感じる県民であれば誰でも受検できます。
帰省前、帰省先から戻った際には、お近くの検査所へご予約ください。
ご不明な点はコールセンターへご相談ください。

※鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563 (土日含む毎日、9時~17時)

- お盆期間中、米子港など県内の主要な検査所の拡充を図り、県内97ヶ所の
無料検査所において8月31日まで検査実施中です。

※お盆期間中は、県内の主要な検査所の拡充(1日816件⇒1,238件)など、無料検査体制を確保

※東部:41ヶ所、中部:24ヶ所、西部:32ヶ所 新型コロナウイルス感染症特設サイトに会場一覧を掲載

感染拡大傾向時の一般検査事業

不特定多数の方と接触するなど、感染リスクの高い行動をされた方は、積極的に受検をお願いします。(特措法第24条第9項による受検要請)



ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

- ✓ 旅行・帰省等で検査が必要な方にも、ご利用いただけます。
- ✓ イベントなどを安心・安全に開催していただくため、参加者全員への事前検査に対する支援制度を是非ご活用ください。



今こそワクチン接種を！

感染が拡大する中、現時点での最良の手段として、今あるワクチンを速やかに接種してください。

【ワクチン接種の効果】

感染を予防する効果があること以外にも、万一感染した場合、(1)軽症で終わる、(2)多量のウイルスを抱える期間が短く、他人にうつしにくい、(3)なにより全身に広がらず、後遺症を避けられる可能性が高い

お盆期間に接種可能な会場

※個別医療機関でも接種可能です

<市町村集団接種会場・開催日>

鳥取市	福祉人材研修センター	：13日（土）	米子市	ふれあいの里	：13日（土）14（日）
倉吉市	市役所第二庁舎	：14日（日）	境港市	済生会境港総合病院	：12日（金）13日（土）
岩美町	岩美病院	：12日（金）	智頭町	智頭病院	：12日（金）
伯耆町	農村環境改善センター	：13日（土）	※時間等詳しくは各市町村にお問い合わせください		

<県営会場・開催日>

イオンモール日吉津	：13日（土）	（5～11歳の小児・18歳以上）
午後1時～4時 （最終受付時間：3時30分）	14日（日）	（12～17歳の方）



県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出中

新規陽性者数が予想を上回る勢いで急拡大していることから、県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出しています。

高齢者施設、医療機関での感染が増加し、医療がひっ迫し始めています。

また、県外往来や放課後児童クラブ、保育施設でも感染が増えています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、特別の感染対策をお願いします。

地域	区分	備考
県内全域	感染急拡大嚴重警戒情報	8/10～

「鳥取県版 新型コロナ警報」 (8月12日現在)

西部地区に「特別警報」、東部地区及び中部地区に「警報」を発令しています。

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	警報	8/4～
中部地区	警報	8/2～
西部地区	特別警報	8/4～

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)

<最大確保病床使用率(8/11)> 東部(32.4%)、中部(29.2%)、西部(61.7%)

⇒西部地区において、高いレベルで推移しており、医療への負荷が増大しています。²⁶

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※レベルⅡ：新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

Ⅲ：一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値（8月11日現在）	本県独自目安 （状況を踏まえ総合的に判断）		
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数(対人口10万人/週)	1,017.3人 (5,630人/55.3万人×10万人)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	44.3% (155/350床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	2.1% (1/47床)	—	50%	

参考指標	数値(8月11日現在)
療養者数(対人口10万人/週)	1,407.6人 (7,104人/55.3万人×10万人)
PCR陽性率(直近1週間)	32.1% (5,716人/17,812件)
感染経路不明割合(直近1週間)	確認中

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが8/11（木）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
313	保育所	○	鳥取市	6名	8/8～9

2 患者対応

陽性者は、在宅療養を行う。

※速やかに発生要因について現地調査し、感染防止対策の指導・助言を行う。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（313例目）

保育所

陽性者数	所在地
保育所関係者 6 名	鳥取市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は8/9（火）から感染場所と推定される一部のクラスを閉鎖し、施設運営を継続している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。